

**令和2年度指定管理者労務環境モニタリング
主な指摘内容と改善内容**

指摘内容	改善内容
<p><u>諸規程等の整備に関すること</u></p> <p>(1) 労働条件に関する各種規程の内容に、一部不備が認められる（就業規則、労働者名簿、労働条件通知書、賃金台帳、育児・休業規程等）。</p>	<p>(1) 指摘を受けた事項について、記載の追加・修正等により、各規程を改定する。</p>
<p><u>賃金の支払に関すること</u></p> <p>(2) 労働組合員以外の従業員について、共済組合費の控除があるが、協定が結ばれていない。</p>	<p>(2) 従業員代表と賃金控除協定を締結する。</p>
<p><u>割増賃金の計算に関すること</u></p> <p>(3) 割増賃金の計算に当たり、支給している手当が、割増賃金の計算の基礎である賃金に含まれていない。</p>	<p>(3) 手当を割増賃金の計算の基礎である賃金に算入する。</p>
<p><u>相談窓口の設置に関すること</u></p> <p>(4) 育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントに対する相談窓口を設置していない。</p>	<p>(4) 相談窓口を設置する。</p>